

令和5年9月4日

林災防群馬県支部  
各分会長 様  
受講希望事業体 様

群馬労働局登録教習機関  
林業・木材製造業労働災害防止協会  
群馬県支部長 一場 章良

### 木材加工用機械作業主任者技能講習について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記講習を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。

この講習は、木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びルーターを指す。但し携帯盤は除く。）を5台以上（自動送材車付き帯のこ盤を含む場合は3台以上）有す事業場において、その機械作業従事者に労働安全衛生法第14条で定める『木材加工用機械作業主任者』資格を取得させる為、実施します。

当該機械の作業現場において常時作業指揮する「作業主任者」選任のため、該当者の受講にご配慮下さい。

群馬労働局長 登録番号 第15号

登録した技能講習 木材加工用機械作業主任者技能講習

登録更新年月日 令和4年1月18日

記

#### （講習日程及び講習会場）

日 程		一般	科目免除者	講習会場
1日目	令和5年10月7日（土）	○	免除	前橋市西善町524-1 木材振興センター会議室 （（一社）群馬県木材組合連合会）
2日目	令和5年10月8日（日）	○	○	

○印日を必ず受講して下さい。

#### （受講料金及び一部受講免除条件）

区分	受講料金	受講資格（一部免除条件）
全科目受講者（一般）	19,000円 （消費税込） 受講料 15,300円 テキスト代等 2,200円 修了証代 1,500円	別記のとおり
一部科目免除者	18,000円 （消費税込） 受講料 14,300円 テキスト代等 2,200円 修了証代 1,500円	別記のとおり

受講料は下記口座に令和5年9月25日（月）までに送金をお願いします。

●振込銀行・口座名

銀行名：群馬銀行

支店名：前橋支店

口座名義：林材業<sup>りんざいぎょう</sup>労災<sup>ろうさい</sup>防止<sup>ぼうし</sup>協会<sup>けいぎん</sup>群馬県<sup>ぐんまけん</sup>支部<sup>しぶ</sup>

貯金種目：普通 口座番号：1725822

\*振込を行う時に忘れずに、送金者氏名又は会社名の入力をお願いします。

当日欠席の場合は、受講料は返金いたしません。

- 申込み締切期日 令和5年9月26日(火) 期日前でも定員になれば締切ります。  
・電話にて仮予約を受け付けます。なお、仮予約後、予約内容に変更が生じた場合、速やかに電話等で連絡をください。
- 受付時間 8：10～8：20 (1日目・2日目とも)  
■講習時間 8：30～17：30 (1日目・2日目とも)
- 受講資格 1.木材加工用機械による作業に、3年以上従事経験を有する者。  
2.その他厚生労働大臣が定める者（詳細別紙参照）。
- 受講資格の証明 申込書の所定欄に事業主の証明を必ず受けてください。
- その他 ① 顔写真（縦3cm 横2.5cm）2枚を申込書に添付してください。  
（裏に氏名を記入してください）  
② 一部科目免除を申請する方は、免除に必要な次の書類を添付してください。  
（指導員免許証、卒業証書、終了証、合格通知等の写し等）  
③ 2日目の学科終了後、筆記試験を実施します。筆記用具をご準備ください。  
④ 2日間の昼食・飲み物等は各自で準備してください
- 新型コロナウイルス感染防止対策
- マスクの着用は、個人の判断に委ねます。
  - 受講を行う教室は、窓を開け換気を行うなど、密閉状態を避けるよう配慮します。
  - 教室にはアルコール消毒液を常備いたしますので、休憩時間等にご利用ください。

■ 申込書送付先      〒379-2131      群馬県前橋市西善町 524-1  
林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部      石井  
TEL 027-266-8220      FAX 027-266-8223

**【同封するもの】**

- ・ 受講申込書（必要事項記載）、顔写真 2 枚、一部免除書類の写し
- ・ 住所等の確認のため、運転免許証等のコピー（確認後は処分します。）
- ・ 送金の控え

- （注）
1. 申込書の到着を持って受付とし、受講票の発行は致しません。
  2. 申込書等の書類が期限までに届かない場合、受講できなくなる場合がありますので注意してください。

別 表

木材加工用機械作業主任者技能講習

- ・ 講習科目の範囲と時間 (「木材加工用機械作業主任者技能講習規程」(昭和47年労働省告示第100号以下「木工規程」という。)第3条関係)

講 習 科 目	範 囲	講習時間
木工加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	6時間
木工加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	2時間
作業の方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法 安全作業一般 作業標準	5時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	2時間

## 受講条件・受講免除について

木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格は以下のとおりです

### 【受講条件について】

①18歳以上で、木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者

②その他、厚生労働大臣が定める者

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後二年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施行系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者

○職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者

○職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成五年改正前の能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

○旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

○職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練（旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者

○職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」と

いう。)別表第二の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者

### 【受講免除について】

次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができます。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
<p>職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>
<p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種うち、木工機械調整、木型製作、木工、家具製作、建具政策又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選定したものに限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択したものに限る。)</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識</p> <p>(免除・1)</p>
<p>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成五年改正前の能開法規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	
<p>林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体会法(昭和三十九年法律第百十八号)第三十六条第一項第一号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>(免除・2)</p>

※ 科目免除該当の方は、該当になる修了証・卒業証書等のコピーを添付して下さい

※ 免除・1 は 初日の講習が免除になります。

免除・2 は 初日の講習の一部が免除になります。免除になる時間は申込先までお問い合わせ下さい。